

大阪市障がい者施策推進協議会
令和3年度 第1回 大阪市障がい者差別解消支援地域協議部会 議事録

日時：令和4年2月21日（月）
午前10時30分～午前12時
場所：大阪市役所 地下1階 第8共通会議室

開会

（松村障がい者施策部長：開会挨拶）
（委員紹介）17名中14名参加
（資料確認等）

（部会長に司会を交代）

北野部会長：

それでは、次第にしたがいまして、議事を進めてまいりたいと思います。
お名前を言ってから、ゆっくり大きな声でお話いただければと思います。
Webで参加の委員も同様に、ゆっくりとお話いただくよう、よろしく願いいたします。

それでは、議題1としまして、「令和3年度 第1回障がい者差別解消支援地域協議部会の結果について」ということで、内容について事務局より説明をお願いします。

松前企画調整担当課長代理：【資料1について説明】

北野部会長：

ありがとうございました。
只今の事務局からの説明について、委員の皆さまからご意見・質問等をいただきたいと思いますが、ご意見等ございますか。よろしいでしょうか。
今、特にないようでしたら、また後程でも結構ですので、ご意見いただければと思います。

次に、議題2「相談窓口における対応状況（令和3年9月～令和4年1月）について」事務局から説明をお願いします。

松前企画調整担当課長代理：【資料2について説明】

北野部会長：

ありがとうございました。
ただいまの事務局の説明につきまして、先ほどの資料1の内容も含めまして、委員のみな

さまからのご意見、ご質問等をいただけたらと思っております。どなたからでも結構ですの
でよろしく申し上げます。

古田委員：

古田です。皆さん、こんにちは。

事例について意見を言わせていただきます。

まず、「オ」の事案ですが、賃貸物件においてスロープが付けられなかったということな
んですが、その後これどうやって生活をしているのか、そこまでチェックされていますか。

確認が弱のではないかなという思う事例がいくつもあります。そこで支障なく生活でき
ているのか、こういうところをチェックして、どうしたらいいのかというところまで具体的
に詰めないといけないと思います。

公道に影響するというのは厳密にいうとそうなんだろうが、ここは何らかの工夫をして
いる店とかマンションとかたくさんありますので、きちんと事実確認をして、支障なく生活
できるところまで持っていくべきだと思います。

幼稚園の事例が毎回出ています。「コ」と「ス」の事案ですが、一般的な啓発をしてい
ても仕方がないですから、幼稚園で毎回、このような事例があがっているということを挙げて、
それについては差別ですよ、こういうふうに対応しないといけないですよ、こんなことは言
ってはだめですよ、みたいな形で具体的に啓発資料を管轄である府と一緒に作って啓発す
るとかしないと、ならないと思いますのでぜひお願いしたいと思います。

幼稚園の「ス」の事案と「セ」のコンサートホールの事案について、前回会議で、合理的
配慮の不提供ではなくて不当な差別的取扱いであると、たしか、辻川委員がおっしゃったと
思うんですけど、なぜ、変えられてないのでしょうか。

それから、コンサートホールでのことは、ガイドラインの改訂をしていただくというこ
とですが、これもまだなんですよ。ちょっと遅すぎるので、これも確認を急いでいただき
たい。

それからレジャー施設についてもまた、マスク着用の事例というのがありました。これも
店舗でもどこでも起こり得る話なので、ぜひ大阪市としてホームページに障がいによつて
ね、マスクは難しい人がいるので、そのことについては、配慮いただきたいというような啓
発をホームページ上で行っていただけないでしょうか。

それから市営住宅の案件ですけれども、「ク」と「ケ」に出っていますが、これは、もう 2019
年の平野区での自死事件ですね。障がい者が、現に障がいのことをいろいろ書かされて、そ
れをみんなに見せると言われて、それを苦に自死されたという非常に痛ましい事件が 2019
年に起こりました。

また「ケ」の事案はやはり自治会、みんな高齢化でやる人がいなくてしんどいでしょう。
けれども、だからほかの役員を説得できないので自治会の常会で状況を確認して、説明して
ほしいというような、また障がいのことを説明させるような事例が起こってしまっていま

す。

それと「ク」の事案も、班長やらないなら入居させませんというように自治会長から言われた事案がありましたが、それと同じようにまた入居できないというように言われているわけです。これもここ2年で分かっているだけで4件起こってますよね。やっぱり氷山の一角ではかなと思えて仕方がないので、もう何とかしていかないといけないということで、まずは、啓発チラシは作ってもらいましたが、まだ自治会の役員に1住宅で2、3枚ずつしか配られていません。それを掲示板に貼るか、回覧板で回すかぐらいで終わっていて、ただ、それを見て今回、「ケ」の案件の相談は本人さんからあったということで効果はあったのかなと思っています。

後に出てきます住宅だよりで、6ページの下の方に、入居者どうしの助け合いについてという啓発記事を載せていただきました。少しわかりにくい文章にはなっているのですが、自治会活動において、それぞれの事情を理解してお互いを尊重し合い思いやりを持った行動をお願いしますと。本人の障がいのある部分や介護や子育て等、いろいろな事情をそれぞれ持っているのだからお互い配慮しましょうというような、啓発記事を載せていただいたところなのです。これで進めてはいるけれども、さらに強めていただきたいなど、そしてこの住宅だよりには是非啓発チラシを挟んで、これも前から言っていますが、全戸に配布できるようにしていただきたいというのが1点。そして、そのような事例が起こっているのを明らかにして、このようなこと障がい者に対して言うてはいけませんよということを自治会役員だけではなく、全住民に知らせるような文章を書いていただきたい。それは啓発チラシに入れるのか、住宅だよりの中に入れるのかというようなことを考えてもらいたいのですが、そこまでやっぱりやるべきだろうと思います。

それと、当事者の方も言われてしんどくなったことがあるのであれば、それはここまで電話してくださいというように、住民に対してもこれはしたらいけないですよ、やらないで下さいよということと、当事者に対しては何かあったらここまで電話してくださいよというところまで伝えていかないと、こういう案件まだまだ起こると思いますので、その点をお願いします。

しかも、高齢化してきて、誰もが班長をやる、やれるようなことは難しくなっているのは事実だろうと思います。ですので、自治会の活動を外注できるように市が補助金、なかなか難しいと言われてはいますが、高齢化がどんどん進んでいってやり手がない、押し付け合う、無理して障がい者にも頼み込むということにするという流れになっていますのでその点を解決すべきであろうと、補助金かなにかで、考えていくべきだろうと思います。

そして、1月20日に、大阪でとんでもない裁判が起こってしまったことも報告させていただきます。20年間、分譲マンションで暮らしてきたグループホーム、知的障がい者のグループホームが、住民管理組合の方から、管理規約にグループホームとか民泊は住まいではないから、ここのマンションは使用できませんということで、管理規約が5年前に書きかえられました。もう20年近く前から住んでいるのですが、消防法令がかかるようになったの

が2009年からです。グループホームに対しての規制がかかるようになったのは。それでグループホームがあることを知って管理規約が書きかえられて、それで出て行ってくれと言われました。

グループホームは住まいなのでそのまま居らせてください、別にトラブルか何か起こしているわけでもないのだからということと言ったのですが、結局、数年前から出て行けという裁判を起こされまして、こちらも証言に立たさせていただいたりしてたのですが、消防法令を理由に、住民の共同の利益を損なう恐れがあると言われて、判決としては出ていくような退去を求めるようなひどい裁判が起きてしまいました。

消防法令の関係はこちらも追いかけてきましたので、グループホームがいっぱい入らない限り消防法の規制がかかることはないとか、点検業務も消防庁にも働きかけてかなり軽減できるようにして、それもグループホーム側が負担しますと言っているのにもかかわらず、そのような二つの恐れを抱えているというように訴えられて、裁判所の方は、住民の共同の利益を損ねる恐れがある、全然、被害も実害も出てないにもかかわらず、損ねる恐れがあるということで退去を求めてしまっています。損ねる恐れがあると言ったら、どこの賃貸マンションでも同じように通用してしまいます。

これから住民の共同の利益を守るため、差別をしてるのではないと言われてたら、どこのマンションでも入居拒否が起こる、追い出しが起こるといような問題に発展しかねません。しかもこの住民側はたしか、住宅管理センターまで相談に行っています。大阪市の外郭団体みたいなのところだと思います。こういうふうな問題になるのですよと言ったたら、ここの住宅管理センターがそれなら仕方がないな、出ていってもらってもいいのではないかみたいなことを発言したということなんかも裁判では言われていました。

やはりこれも、行政も公営住宅を含めて、このような差別を起こしたらいけないという立場に是非立ってもらいたいし、住宅管理センターも含めて、障がい者の入居あるいは、グループホームの入居に対してちゃんとした正しい知識を持っていただいて、差別に対して毅然と対応していただけるようなそういう力を持って行っていただきたいなというふうに思っております。

そのためにも、この市営住宅問題、それからグループホームも今の裁判案件でもあってなかなか関わりにくいと思いますけれども、このような差別が広がらないように、大阪市として何ができるかというのを是非ご検討いただきたいと思っております。

北野部会長：

ありがとうございました。

大事なこと5つとあとプラス、グループホームの裁判の件について話がありました。

一つ目は、「オ」の案件です。この車椅子を利用されている方の現在の状況、生活ができていのかどうかということについてのご質問ですが、まずこれについてお願いします。

松前企画調整担当課長代理：

資料に書いておらず申し訳ございません。

ご本人さんは、自分が言われたことが本当かどうかを確認されたいということでした。本市として確認したことをお伝えしたところ納得されて違う物件を探すということとなりました。また、その後、どうなったかということについて、今後確認は必要かというふうには思っていますが、今の状況としては違う物件をさがしているといっているとお聞きしている状況でございます。

北野部会長：

二つ目は幼稚園の事案です。障がい差別解消法ができて障がいを持っている方に対する差別や合理的配慮の不提供は基本的には許されないという状況のところですが、まだ理解が進んでいない面がありますので、民間幼稚園全体に対する啓発をどうしていくかというご質問です。

松前企画調整担当課長代理：

おっしゃるように幼稚園の事例は多くございます。なかなか理解が進まないというように思ったりすることもあります。

幼稚園については、大阪府が管轄ではございます。大阪府の広域支援相談員と一緒に対応していくようにしていますので、大阪府の障がい者差別の担当から幼稚園の部署に伝えてはいただいているところなのですが、どういった形で具体的に啓発を進めていけるかというところについては、検討をしていきたいというふうに思っています。

北野部会長：

事例検討会議で私たちも関わっていたところですが、大阪府と連携をして啓発を考えていけたらと思います。ありがとうございました。

3つ目は、これもいくつか起こっているのですが、感覚過敏で長時間のマスクの使用が困難な方の事例がいくつかあがっていきまして、例えばこのコンサートホールの件、「セ」の事案ですが、ガイドラインがあります。これに合理的配慮の提供について記載をすることを検討するとおっしゃっておられながら、まだ進んでないという事例です。

何か期限をきっちり切ってやった方がいいのか、ちょっとそれも含めて、もし何か市の方でお考えをお持ちでありましたらお願いします。

松前企画調整担当課長代理：

この件が起きてから時間が結構経ってしまっておりまして、ガイドラインの改定に至っていないということについては、都度確認はしていますが、そういう状況でございます。

業界団体がおっしゃっているところでは、具体的にどう書いたらいいのかとお困りの状

況で、その辺りについて事例検討会議の先生とも相談しながらより具体的なものになるように、進めていきたいと思っております。

北野部会長：

それから、「セ」と「ソ」の件ですが、このレジャー施設の場合は基本的にはマスク着用について、かなり、きっちり守っていただくようになってますが、マスク着用を強制していない場面と強制する場面があるみたいですが、そこをうまく説明しきれずトラブルになってしまったという経過もありますので、これも含めて感覚過敏の方に対するマスク着用に関して、古田さんがおっしゃったように大阪市としてホームページを含めて啓発をどうしていくかという提案がありました。

これについて少し考えがありましたらお願いします。

松前企画調整担当課長代理：

ホームページ等での啓発ということですが、いま現在、市のホームページで掲載しているところはあります。

山本障がい福祉課長代理：

新型コロナウイルス感染防止対策の件で、障がいのある方への配慮ということで、それぞれの障がいの方で、例えば身体障がいのある方ではこういう形でマスクができないですとか、聴覚障がいの方に対する配慮であったりですとか、マスクができないという方がいらっしやるということで掲載させていただいております。

リンクの入り方については、よりわかりやすいようには検討させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

古田委員：

現場で言われた時にパッと見せれるようにしたいので、ぜひ、当事者団体とかにも広く周知していただきたい。

松前企画調整担当課長代理：

わかりました。ありがとうございます。

北野部会長：

では、5つ目です。いわゆる公営住宅の自治会の事例が大阪で4件、大阪市内で起こっています。この公営住宅の自治会活動に対して、そもそもこの自治会活動が今の高齢化や障がいの方も多い公営住宅でどこまでやれるのかという、だから、たらいまわしになったり、強制的になってしまう状況があるので、これをどうするかという大きな問題もありますが、こ

れも古田さんがおっしゃる通りに、やはり最初にご本人さんと、それから自治会役員さんとの建設的な対話がうまくいっていないということがあります。

結局は、他の方を巻き込むという形になってしまっただご本人を苦しめていますので、ご本人と最初の自治会役員さんとの建設的な対話に向けて、一番大きな関係機関は住宅管理センターだと思いますので、住宅管理センターでもしトラブルが起きてしまったら、区の障がい者基幹相談支援センターとかで、きちんとしたルートといいますか、ここでまずしっかりやってほしいという仕組みを私たちも提案していますけれど、これについて担当局は障がい福祉課ではなくて都市整備局でありますので、それを含めてどこまでやれるかということを含めて、大阪市として緊急に対応をしていただいたと思うのですが、これについて少し報告していただけたらと思います。

松前企画調整担当課長代理：

おっしゃっていただきました通り、住民の方にとって一番身近な相談先である住宅管理センターが自治会側との間に立って、そこでトラブルなく解決できれば大きくなる前に防ぐということができるのかなというように思ったりもしておりますので、都市整備局、住宅管理センターの職員に対する啓発ということを、いま、担当部局と話をしているところでございます。

住民への周知、古田委員からご指摘いただいたところですが、こちらについてもできるところ、今までもこれからもやっていくつもりです。全戸配布しています住宅だより、これは1回きりにするつもりではなくて、その点も都市整備局とも話をしながら記事の内容を修正しながら、住民の皆様にご理解いただけるような形でしっかりとやっていきたいというふうに思っております。

北野部会長：

古田さんがおっしゃったように、この住宅だよりは全戸配布ですので、こうして入居者の助け合いについてという項目を入れてもらうのはすごくよかったですし、今後も継続的に載せてもらえるような努力は是非ともしていただければと思います。

古田委員：

チラシが入っていたら目立ちやすいですね。この記事だけじゃ、全然目立たないと思ひまして。挟み込みを是非ご検討いただきたい。

松前企画調整担当課長代理：

書く内容については今後より具体的にというか、住民の方が身近に感じられるような中身になるように工夫してやっていければと思います。もちろん、都市整備局調整しながらやっていきたいというふうには思っております。

北野部会長：

是非とも、継続的にやっていただきたいと思っております。

もう一つは、自治会活動の困難な状態なのはわかっているので、一部を民間委託するということの可能性について、これで共益費があがってしまうと大変ですので、そうならない形でどういうふうにできるだけ軽減するかということについても、都市整備局と話をし、自治会活動そのものを制限するかどうかということは私たちにもわかりませんので、これについても前向きに方向で検討していただけたらと思っております。

それから最後に障がい者の生活の場であるグループホームもですね、民間共同住宅が、住民の共同利益を損なえる恐れがあるということで裁判事例が出ていまして、大阪市の公営住宅にも影響する可能性もありますので、是非ともこれにつきましても今後、啓発なり規制制限についてもご検討いただけたらというふうに思っております。

小泉委員：

消防法が改正されてから、重度の方がマンションとか、そういうところには住めないというような、スプリンクラー等を設置しなければいけませんので、住めないような状態になっています。軽度の方だけを受け入れているところが多いです。

そこは支援力という問題もあるので、仕方がないと思うのですが、でも、やはり地域で重度の方も皆さんと同じように生活していくために、補助金の制度を決めるとか、格差をなくしていただいてその人に必要なものを整備するとか、特別なことではなく、必要なものをある程度保証していただける、そういうグループホームも大阪市としてもお考えいただけたらなあと思います。

本当に重度の方が住めるところがなく、地域で生活をしたいと言っても数がございませんので、大阪市以外のどこか地方に行かれる方が多くいらっしゃいまして、なにかそれを聞くととても寂しい思いをしておりますので、ぜひ大阪市内で重度の方を受け入れられるような、そういうグループホームの設置の補助を、いろいろな形で考えていただけたらと思います。よろしく願いいたします。

北野部会長：

おっしゃる通りで、重度の方の生活の場というのは、本当に、今、大変でありまして、グループホームの、特に重度の障がいを持っている方のグループホーム設置に関する助成であるとか補助を大阪市でも取り組んでいただけるように是非ともよろしく願いします。

山川障がい支援課長：

いま、委員の皆様がおっしゃっていただきましたように、重度障がいの方、それから行動障がいのある方へのグループホームの入居促進に向けて、積極的に取り組んでまいりたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

北野部会長：

どうぞよろしく願いいたします。

では、次の議題3です。研修・啓発等の実績につきまして事務局の方からどうぞよろしく願いいたします。

松前企画調整担当課長代理：【資料3について説明】

北野部会長：

ありがとうございました。今ですね、資料に基づきまして啓発等についてのご説明をいただきました。何か、ご質問がございましたらお願いします。

古田委員：

資料3-3の金融機関向けの啓発資料は、分量が多いわりにどうしたらいいのか具体的にわかりにくい内容でしたので、事前に意見を言わせてもらいました。

障がい特性も不必要だと思われることが書いてあり、それについても意見を言わせていただきましたが、まだ修正が必要だと思うところがあるので意見を言わせていただきます。

3ページの事例の1のところ。事例で家族の状況を書く必要はないと思います。

事例2については、論点を2つに分けて書く必要があるのかと。本人の言葉をまず聞き取ろうとしないといけないこと、そして、職員が代筆対応を行うべきであったということを入れたいと思います。

事例3について、視覚障がいの方が、お金を銀行口座からおろすとき、暗証番号を行員が聞き取ってくれないとありますが、ダメなんですか。

対応例ですが、過重案負担があったとしてもという文章はいらないと思います。できないということであれば、できない理由を丁寧に説明して、希望通りの手続きができるようにするというように書く必要があると思います。例えば、ATMのある店舗や、視覚障がい者の方向けの店舗を案内するとか。ご本人が望んでいないのに、あっちの店舗はATMがあるから行きなさいという言い方をするとそれは排除になるので、ご本人があくまでも臨んだ場合、きかれた場合はというように限定して書くべきだと思います。

代筆をしましょうというようなチラシ1枚を作成すればいいと思うのですが。チラシ1枚で分かりやすく書いたらいいのではないのでしょうか。

北野部会長：

最初の1ページに、大事なことを記載して、あとは細かく自身で勉強するとか研修のために使えるような形で考えていただけたらと。

松前企画調整担当課長代理：

ご意見いただいたとおり、大事なことをはじめにわかりやすく記載するなど工夫をしながら作成していきたいと思います。

小泉委員：

知的障がいの方の理解が難しいと感じます。障がい者理解の啓発のDVDを作成し、3月中にはできると思いますが、広く活用していただければ幸いです。

潮谷委員：

あいサポートのDVDについで、映像が他県のものを使用していますので、そこだけでも大阪市のもので作れたらいいと思います。大阪の現状を反映したものというのが伝わりやすいと思います。あいサポート研修が増えていますので、是非利用させていただけたらと思います。

北野部会長：

ありがとうございます。

私は西宮の委員長をしています。西宮市は西宮市のバージョンを作って、少し短いです。15～20分ほどのものを作って、それを使用しています。

それぞれの自治体の歴史的な背景や、年度の流れもあるので、可能であれば将来的にそういったことも考えていただけたらと思います。

藤井委員：

全体的なことも含めてになります。

コロナの影響で障がい者差別の相談案件が減ってきているという認識があったかと思いますが、その点については、少し慎重に考えていく必要があると思います。言いにくさがあったり、社会のプレッシャーがあったりということで表に出ず潜在化しているという可能性もあると思いますので、前回もご指摘しましたが、対応につちえは繊細に窓口でやっておくことが大事ではないかということをお知らせいたします。

北野部会長：

いくつか障がい者差別解消地域協議部会の委員をしています。コロナ禍で件数が減っています。人と人が出会う場面が減ってくれば差別的な対応は減ってくる可能性もありますが、相談ができる場所、特に行政機関の研修についてはまた考えていけたらと思います。

福島委員：

資料3-3の金融機関職員向けの啓発資料ですが、結局ATMを設置せよという話になっ

ていて、いわゆる環境の整備をすべき案件であって、合理的配慮の事案ではないような書きぶりに見えてしまっています。

結局、合理的配慮としてどういうことをすればいいのかということがわかるような形で書かれた方が結果的にはいいのかなという気がします。

渡邊委員：

せっかくなので事業者側の立場で言わせていただきます。

今、コロナの影響で集合型の社内研修はかなり減っています。そんな中なので、この金融機関職員向けの資料はすごくいいと思って見ていました。

我々も具体的にこんなことが起きたときにはこうするとか、一対一の対応というかアドバイス型ですごくわかりやすかったです。

我々の業界は、社員1人1人にパソコンがないので、研修を受けるための発信案も工夫いただけるとありがたいと思い、意見にかえさせていただきます。

手嶋委員：

まだ、なかなか我々の障がい者団体のことや障がい者のことがわかっていない。

法律ができて何年か経っているのに、まだ差別的なことが続いている。

先ほどの住宅だよりですが、正面にバーンともってきた方が、いいなと思いました。住宅だよりの1ページのところに障害者差別解消法の合理的配慮のことを記載し、やはり全戸に挟み込んでいただけたらと思います。

地域でなかなか理解が進んでいない。社会福祉協議会と一緒に問題提起しながら、我々障がい者団体ががんばっていかなければいけないと感じます。

藤野委員：

前回の部会において、障害者差別解消法を知らない人がすごく多いことを言わせていただきました。私どもの障がい者基幹相談支援センターは、地域の方の見守りをやっていたらいる区社協と連携をとりながら、地域に出向き、障がいについての理解をしてもらうための簡単な研修をさせていただいています。その中で、障害者差別解消法や障害者虐待防止法について説明をしています。24区の障がい者基幹相談支援センターだけでなく、各区役所にも相談窓口があるので、区役所においても、地域に出向いて、障害者差別解消法のことを広く住民の方に知ってもらい、住民の方が障がい者差別にあたるような話をきいたら、すぐに相談窓口に来てもらい、そこからその問題をどう解決していくのか考える、そのような動きをしていただいた方がいいのではないかと思います。

松前企画調整担当課長代理：

資料4につきましては、北野部会長から提供をうけたものです。ご説明お願いいたします。

北野部会長：

はい、これは障がい者の欠格条項をなくす会が9月にキャンペーンをされまして、事例報告をまとめたものになります。

今でも、雇用、運転免許、教育、福祉、いろいろな分野で免許を与えないということがあります。特に精神障がいの方に対してより厳しいです。発達障がいの方や精神障がいの方がいろいろなところで排除されているということがわかりましたので資料をつけさせていただきました。

松前企画調整担当課長代理：

ありがとうございます。

Webでご参画いただいています委員のみなさま、ご意見ありますでしょうか。

山本委員：

大阪精神障害者連絡会の電話相談の件数から言いますと、コロナ禍で増えてきています。

住宅の相談もありまして、ごみ掃除を朝6時から8時まで、担当になるとしなないといけない、そうすると眠剤を飲んでいる関係で、目が覚めるのが8時ぐらいになるので、6時前に起きるのは大変だと言ったが、なかなか理解してもらえなくて困っているということでした。また、ごみ掃除を民間委託するとかそういったことになると自治会費が上げていくことになるので、そんなわがままを言ってはいけないというような形で怒られてしまいどうしたらいいか困っているというような相談もありました。

この問題は、30年ほど前からずっと繰り返し起こっています。当番が終わった後も、また何年後かには当番が回ってくると思ってドキドキしながら暮らすしかないのですが、そんなときに本人のサポートに入ってもらえるような相談窓口のようなものが必要だと感じます。例えば地域のボランティアグループの窓口等でサポートに入ってもらえると、とても身近でありがたいと思います。

北野部会長：

ありがとうございます。

眠剤を飲んでいる精神障がいのある方は多いです。服薬しながら朝の6時に起きるのはとても大変で、そんな方がたくさんいることは理解しています。そういったことも含めて検討していきたいと思います。

では、時間が押していますので、副会長、最後にまとめをお願いいたします。

辻川委員：

今日はありがとうございました。毎回ここに参加させていただいて、活発な議論があつてすごいと思っています。

いろいろなチラシやパンフレットを作っていることは、全国的にも誇れることだと思っています。このような場で活発な意見が出たことも今後も取り入れてわかりやすいものを作っていってほしいと思います。

もう1つ、コロナの関係で件数が減ってきているという話がありましたが、やはり相談に行けないという方が多くおられると思いますので、例えば電話相談を企画したりですか、リモートの相談を企画してみることも必要ではないかと思いました。

北野部会長：

ありがとうございます。

リモートのことも含め、コロナ禍での相談をどうしていくのかということについて、検討していけたらと思います。

では事務局にお返しします。

大谷企画調整担当課長：

委員のみなさまにおかれましては、長時間にわたり熱心にご審議いただきまして、まことにありがとうございます。また、貴重なご意見をいただきまして、まことにありがとうございます。本日、ご指摘いただきました件で、例えば住宅問題でありますとか、それから金融機関の問題、また関係者の方の理解不足など様々な課題が多くあると聞いております。

障がい者差別解消に向けまして、委員のみなさま方のご意見をしっかりと今後の施策につなげて参りたいというふうに考えております。委員のみなさまにおかれましては、引き続き、次回以降もご協力いただきますようお願い申し上げます。

本日は、本当にありがとうございました。